

2025年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試C日程 試験問題

民法法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、表紙を含め4枚である。
2. 問題には、問題1（民法）、問題2（民事訴訟法）、問題3（商法）がある。
配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配付されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民法法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。

整理番号	受験番号	点

岡山大学大学院法務研究科試験用紙		
(枚の内 枚目)		
試験科目 <u>民法法系</u>		第 問

5. 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】

以下の事実（１）から（６）を前提として、下記の〔問 1〕と〔問 2〕に解答しなさい。なお、〔問 1〕と〔問 2〕とは、それぞれ独立した問いとして解答すること。解答用紙の冒頭に「問題 1」と記入すること。

〔事実〕

- （１）2024 年 4 月 1 日の時点で、A は、岡山市北区に土地（甲）と甲土地上の建物（乙）とを所有しており、甲土地と乙建物とについて、A を所有者とする登記が行われていた。
- （２）同日、A は、B から 2000 万円を借り入れる契約を締結した（当該契約に基づく B の A に対する 2000 万円の債権を「本件貸金債権」という）。また、A は、B との間で、本件貸金債権を担保するために、甲土地について、B を抵当権者とする抵当権（「本件抵当権」という）を設定する契約（「本件抵当権設定契約」という）を締結した。
- （３）同月 10 日、A は、C との間で、乙建物について、1000 万円で売買する契約（「本件売買契約」という）を締結した。また、A は、C との間で、甲土地について、乙建物の所有を目的として、期間を 50 年、賃料を月額 10 万円とする賃貸借契約を締結した。
- （４）同月 20 日、本件売買契約に基づいて、乙建物の代金として、C は A に 1000 万円を支払った。また、乙建物について、本件売買契約を原因として、A から C への所有権移転登記が行われた。
- （５）同月 30 日、甲土地について、本件抵当権設定契約を原因として、本件抵当権の設定登記が行われた。
- （６）同年 12 月 1 日、本件貸金債権について弁済期が到来しても弁済がなされなかったことから、本件抵当権が実行され、競売により、D が甲土地を買い受けた。

〔問 1〕（配点 40 点）

D は、甲土地上に乙建物を所有し、甲土地を占有している C に対して、乙建物を収去して、甲土地を明け渡すよう請求することができるか。D が依拠すると考えられる請求の根拠と、請求の当否とについて、説明しなさい。

〔問 2〕（配点 40 点）

D は、C に対して、甲土地の使用の対価を支払うよう請求することができるか。D が依拠すると考えられる請求の根拠と、請求の当否とについて、説明しなさい。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】

〔事実〕を読んで、〔問 1〕〔問 2〕に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

〔事実〕

X は、Y を被告として、貸金債権 1000 万円（以下、「X Y 債権」という）のうち、700 万円の支払いを求める訴え（以下、「本訴」という）を管轄裁判所に提起した。本訴の訴状において、訴求する 700 万円が X Y 債権の一部である旨が明示されていた。

〔問 1〕（配点 15 点）

本訴の第 1 回口頭弁論期日において、Y は、X Y 債権全額について弁済の抗弁を提出し、X の請求を争った。審理の結果、裁判所は、X Y 債権は有効に成立したが、そのうち、500 万円分については弁済がなされている、との心証に達した。

本訴の裁判所がすべき終局判決の内容と、その判決が確定した場合に生ずる既判力の内容を説明しなさい。

〔問 2〕（配点 20 点）

本訴の第 1 回口頭弁論期日において、Y は、X Y 債権の弁済期は未だ到来していないとして、X の請求を争った。審理の結果、裁判所は、X Y 債権は有効に成立したが、口頭弁論終結日の時点で弁済期は到来していない、との心証に達した。

本訴の裁判所がすべき終局判決の内容と、その判決が確定した場合に生ずる既判力の内容を説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題 3】

下記の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答は、【問題 1】【問題 2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 3」と記入すること。

〔問 1〕（配点10点）

公開会社において、会社法201条所定の募集事項の公示を欠いて行われた、著しく不公正な方法での募集株式の発行は、株式発行無効の訴えの無効事由となるか。

〔問 2〕（配点25点）

X株式会社は、監査役を設置する洋品雑貨の輸入および販売を業とする取締役会設置会社であり、Aが代表取締役に就任している。

2024年10月、Aは、X社の重要な財産である不動産甲を処分して資金を調達した方がX社の財務状況から適当と考え、取引先のひとつでX社の財務状況をよく知るY株式会社に対し不動産甲を売却した（以下、「本件売却」という）。本件売却につきX社の取締役会の決議は経ておらず、X社の他の取締役や株主が本件売却を了承した事実はない。本件売却時、AはY社に対し、本件売却はAの一存である旨を告げていた。

その後X社は、本件売却の無効を主張した。認められるか。

《問題 3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題趣旨】

【問題 1】 民法

〔問 1〕 借地権と抵当権との対抗問題についての理解を問うものである。

〔問 2〕 借地権が対抗要件を具備している場合に、当該不動産を譲り受けた者と借地権者との関係を問うものである。

【問題 2】 民事訴訟法

数量的に可分な債権に係る一部請求訴訟における訴訟物と既判力の内容、期限未到来を理由とする請求棄却判決の既判力、および、将来給付の訴えの利益についての理解を問う問題である。

【問題 3】 商法

〔問 1〕 公開会社における募集事項の公示を欠く新株発行が無効の訴えの無効事由となるかを問うもの。最判平成 9・1・28 民集 51 卷 1 号 71 頁を踏まえた解答が期待される。

〔問 2〕 株式会社の代表取締役がなした、取締役会決議を欠く重要財産の処分の効力を問うもの。最判昭和 40・9・22 民集 19 卷 6 号 1656 頁を踏まえた解答が期待される。